

さいたま市職員の修学部分休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年**3**月**31**日

さいたま市長

清水 邦人

さいたま市規則第47号

さいたま市職員の修学部分休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市職員の修学部分休業に関する条例施行規則（令和3年さいたま市規則第89号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（給与の減額）</p> <p>第4条 条例第3条の規定により減額すべき給与額は、修学部分休業をした月以後の給料（教職調整額を含む。以下同じ。）、管理職手当、<u>第一種初任給調整手当</u>、給料に対する地域手当、寒冷地手当及び義務教育等教員特別手当から差し引くものとし、これらから差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引くものとする。</p> <p>（減額すべき給与額の算出）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 条例第3条の規則で定める手当は、管理職手当、<u>第一種初任給調整手当</u>、給料に対する地域手当、寒冷地手当及び義務教育等教員特別手当とする。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>（給与の減額）</p> <p>第4条 条例第3条の規定により減額すべき給与額は、修学部分休業をした月以後の給料（教職調整額を含む。以下同じ。）、管理職手当、<u>初任給調整手当</u>、給料に対する地域手当、寒冷地手当及び義務教育等教員特別手当から差し引くものとし、これらから差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引くものとする。</p> <p>（減額すべき給与額の算出）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 条例第3条の規則で定める手当は、管理職手当、<u>初任給調整手当</u>、給料に対する地域手当、寒冷地手当及び義務教育等教員特別手当とする。</p> <p>3・4 [略]</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。